

2. 福祉教育等の推進

(1) 学校教育における取組

学校教育において、福祉についての正しい理解を深めることは重要なことであり、現行の学習指導要領においても、引き続き福祉に関する指導を進めることとしている。具体的には、児童生徒の発達段階に応じて、社会科、家庭科、道徳等において、社会福祉についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図っている。

障害のある子どもと障害のない子どもや地域の人々が活動を共にすることは、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であると考えられる。このため、盲学校、聾学校及び養護学校はもとより幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領等においてはそのような機会を設けることを示しているほか、教員等を対象にして、障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習の推進に関する講習会を実施するなどその充実に努めている。

(2) 地域住民への啓発・広報

すべての人々が利用しやすいバリアフリーのまちづくりの整備を進めるには、障害のある人や高齢者等の声を直接反映させることが肝要であることから、平成13年度に創設した「バリアフリーのまちづくり活動事業」(障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業の組替え)において、バリアフリーのまちづくりの計画・整備に関する協議会等を設置し、まちづくりの目的、計画の基本方針、生活環境基盤整備計画、将来構想を定めた基本計画の策定を行い、この計画について、地域住民、民間事業者等に対する啓発広報等を行っている。

精神保健福祉センターや保健所では、精神に障害のある人に対する正しい理解を促すため、住民に対する精神保健福祉知識の普及・啓発を行っている。

青少年の学校外活動や成人一般、高齢者の学習活動において、障害のある人に関する問題を重要な学習課題の一つとして位置づけ、社会教育施設における学級・講座や大学公開講座等においては、障害のある人に関する学習機会を提供し、理解の促進を図っている。

このほか、福祉やボランティア等に関する内容を扱った映画その他の映像作品について、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを「文部科学省選定」とするとともに、テレビ生涯学習番組「いきいき！夢キラリ」の制作・放送を通じて、福祉やボランティアへの理解を図っている。

このほか、福祉やボランティア等に関する内容を扱った映画その他の映像作品について、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを「文部科学省選定」とするとともに、テレビ生涯学習番組「いきいき！夢キラリ」の制作・放送を通じて、福祉やボランティアへの理解を図っている。

3. 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進

障害のある人が地域において安全に安心して生活していく上では、公務員を始めとする公共サービス従事者が障害について理解していることが大切である。

平成16年6月には、障害者施策推進課長会議の下に「公共サービス適切対応推進チーム」を設置し、障害者団体からの意見聴取や国の窓口現場の調査などを行い「公共サービス窓口における配慮マニュアル」の作成を進めた。

警察では、障害のある人からの困りごと相談等に適切に対応するための手話講習会